

11月20日は総選挙

みんなそろって投票しましょう

あなたの一票が
決める国づくり

十月二十四日國会解散にあつて憲法がもたらさるべきところを確しし衆議院議員の選挙がなされることなり、わたくしはこれの要区では、議員の教五のいへるしたてで、
まず、各候補が激しい中絶を屢行しています。わたくしは、この納め貴重金があつたに便れ、わたくしのくらが、よりよくなり、そして日本の安全です。
と憲法がもたらさるべきところを確しし衆議院議員の選挙がなされることなり、わたくしはこれの要区では、議員の教五のいへるしたてで、
まず、各候補が激しい中絶を屢行しています。わたくしは、この納め貴重金があつたに便れ、わたくしのくらが、よりよくなり、そして日本の安全です。

最高裁判所裁判官
国民審査も
この総選挙と同時に、最高
裁判官の国民審査が行なわ

これは憲法の審判といわれる最審裁判所の裁判官に、選挙人が選ばれてゐるから、また人々が選ばれてゐるから、また裁判官にして適格であつたどうかを判断して、国民自から審査をなすことができません。この國民審査の制度となる裁判官は、新任の横田長官をはじめ、八名です。

市の選挙管理委員会から投票日の数日前に、「選挙公報」「審査公報」をおくほりますから、よくよんでください。

投票は
こうして

投票はこうして

衆議院議員の選挙は、候補者一人の名まえを、はつきり書きましよう。

つぎのような投票は無効です。棄権したのと同じことになりますから、注意しましょう。

いけないもの

▽定められた投票用紙以外の紙を使ったもの。

▽候補者以外の氏名を書いたもの。

▽二人以上の候補者さい。

▽候補者の氏名のかに、よいけないことを書いたもの。

▽だれに投票したかわからないもの。

裁判官審査の投票は

▽やめさせた方がよいと思うときは、その裁判官の名前の上の欄に、×を書いてください。

▽やめさせたくないと思うときは、何も書かないでください。

投票したくない人は審査の投票用紙を受けとらないでください。

基本選挙人名簿の縦覧

11月5日から11月19日まで

ことし9月15日現在で調査して作られた基本選挙人名簿は、宇治市選挙管理委員会事務局において、毎日午前8時30分から午後5時まで、縦覧に供していますから、確かめてください。ただし、この基本選挙人名簿は、ことしの12月21日以後向こう1年間に行なわれる選挙に使われるものです。

悔いのない投票を

選挙は立憲民衆主権を遂げる土台であつて、このうえに行はる政治を私私欲の理想であり、選挙を明暗に選挙法に従つて「法治」國民として笑はれないように行はなれればよいませぬ。

選挙は政治の根本であります。政治は私達の生活と直結されております。従つて選挙は重要な役割を演ずることを申すまでもありません。

宇治市選挙管理委員会
委員長 稲 房 応

おまゝな投票をしない人のあつては、誠に頭がさかしてあります。さこの重要政治をまづ国会議長の頭頭説、公報、新聞、ラジオまたは個人演説候補が、きたる九日までに立派な説、相対説をいふによつて政見を発表し、皆さのものの説を伺ひて諒を依頼することであるが、どうか皆さんが自分の票を導び、かゝるご投票をなさうと、候選に自分自身を候補者のすべく、候補者の明暗に全うせらるるやうに

さて従来、選挙を通知し増えますますにたま
だ、その経過を徹底しないままに申しても
おしかりはけないと存じます。この主
権の主体者は私法人一人であり、この主
権の代行者は公投票人一人から組織され
贈りものと違ひ、其にのせられるなど
れることを防止して止むべきことと存
じます。選挙期間中何かご迷惑をおかけ
することと存じますが、この重要な選挙を
平穏に、公正に、得るべきものをいただく
ため、市民皆様の協力をお願いいたします
と存じますのでよろしくお願いいたします



航空写真その3

小倉方面から巨椋池干拓田の穀倉地帯を望む

～秋山はまねく～



立て見ると、それっぽい山が三つ
 立て見えることが、一番、奇跡
 所、細茶所へ、屋敷をまさせ、行場
 めりだ。大旗組、金くちばりの
 まんが、役の小角が、おもしろ、若行
 と、大自然、法親王が、おもしろ
 の、娑人、人通を、送っています。
 寺の、現調、細茶所、道々、約、約
 米、行場、へ、迎へ、行場、石像が、つ
 て、急、下り、に、か、か、り、一、度、感、に
 の、降、雨、の、本、身、を、心、の、こ、こ、に、置、き、
 旗、を、渡、す、を、モ、リ、の、こ、こ、に、置、き、
 仕、組、に、な、つ、て、い、ま、す。折、角、勤、し
 て、参、り、上、山、降、雨、は、な、ん、と、思、つ
 て、い、る、の、に、又、雨、近、く、来、て
 い、線、に、な、つ、て、い、ま、す。

今日の登山家のロッキークライミングのスタイルも味わひ自然を征服したと尊大な気持が透けて見えた。何となく敬虔な気分、味わえる良い山です。今日は最も戸方へ教も新しいセンスを持った、たて霧登山を照会して帰ります。

さて帰りは本道の裏からする大滝コース、元きた大菩薩寺コース、中畑コースと指摺標は準備してあります。皆それだけのよ味を持つています。併せ句と登山家兼たコースですから心得極めておきます。秋のハイキングには万急に冷

休日にチヨッキ、スカートは食物を物々しく、Iの
、服物は新しいものはさけること、な
です。底、堅いもの、足の親指の、
爪は一度に切つて置くこと、な
うでなく、大事な事で、なによりに生が
大変案です。

懐中電燈は必要です。秋の日は、
つるべ落です。なれない夜の睡
は始末に負えないものです。

① 大道寺コース(岩山から山頂まで6キロ) 宇治—岩山—信西塚—水呑湯—金胎寺
② 大滝コース(湯屋谷から山頂まで3キロ) 宇治—湯屋谷—茶宗明神社—大滝(山椒魚など)
—金胎寺

行場めぐり（入山料10円）金胎寺で小憩の後、裏山の行場めぐりは鷲峯山ハイキングコースの中心地
所要時間約2時間

第十四回関西茶品評会は十月二した。

十月十一日の二日間、宇治を中
 まてこの日の茶業青年会では「なを決議し、また来年の品評
 会西茶業の振興に努めるところを決定知照で明くことなを決定
 学校で京都、奈良、滋賀、和歌山、宣言し「茶業振興立法を促進してた。

島知事を八府県の系
業関係者が参加し各
代表の苦心の研究究
究者大会

茶品評会茶

茶業者大会が行なわれた。

表形式はすが地

第4回 関西



茶業者大会が行なわれた。

表形式はすが地

第4回 関西

[illegible]

第百目は会場を
平石に移して入賞者
に対する表彰式や、
茶業者大会が行な
れた。

表彰式はさすが地
元関係者の入賞が多
く、秋晴れの土日を
祝第4回関西茶品評会



歩く人と自転車に乗る人の
新しい道路交通知識

道路を除く、自動車走らせるそれは日常生活です。それのにわたなくてはありのうちに驚いてはなりません。あつたもののことをどうして、つい注意を怠るのです。

無茶な運転、むねな追越し、よほどの遅延に至ては、不注意といふのもたいへん悪質行為ではなれません。

車は増えるばかり、道路は狭くて悪い、一歩外に出ると交通渋滞です。車が増えるのに比例して年々交通事故が増えつつ、宇治警署からこんな返事をもらいました。

市内でこんな数字ですから、全国ではこんな数字になかと思つと目もくらむまです。

たをするこゝそれはあなたの人生活明る楽しいものでしょう。

う。

は、正し歩きまゝ、正しいのかたはそれとあなたの新しい道路交通法にあられて、ますますそのなかで今年特に注意するための説明をいたします。

人乗る車

識知通知交路

	35年 1月～10月	4年 1月～10月
の数	239件	161件
数	4人	6人
数	173人	12人

年	交通事故
昭和25年	1,000
昭和26年	800
昭和27年	700
昭和28年	600
昭和29年	500
昭和30年	400
昭和31年	300
昭和32年	200
昭和33年	150
昭和34年	100
昭和35年	120
昭和36年	110
昭和37年	130
昭和38年	140
昭和39年	150
昭和40年	160
昭和41年	170
昭和42年	180
昭和43年	190
昭和44年	200
昭和45年	210
昭和46年	220
昭和47年	230
昭和48年	240
昭和49年	250
昭和50年	260
昭和51年	270
昭和52年	280
昭和53年	290
昭和54年	300
昭和55年	310
昭和56年	320
昭和57年	330
昭和58年	340
昭和59年	350
昭和60年	360
昭和61年	370
昭和62年	380
昭和63年	390
昭和64年	400
昭和65年	410
昭和66年	420
昭和67年	430
昭和68年	440
昭和69年	450
昭和70年	460

に交通の円滑を図るとする旨の
す、車の運転のしかた、道路の
歩きかた、道路の使用かた、運
免許制度と道路通行の基本である
ルールを定めていきます。
歩行者にとってはただけでせよま
りましきように。

●道路をしく歩くこと

(1)歩道のある道路は必ず歩道を
歩くことです。ただし、道が狭い
横断すること、また、道を渡る
歩道をおろくことができない場
合は例外です。

(2)歩道・車道の区別のない道路
には入右車線の左の対向交通を
避けます。このとき、対面交通を
れは前から見てくる自動車も
目盲て走ることができず、あやふ
まなしく思えさうぶくうのよう
ながみきの取も安全な通行こ

方法です。

(3) 信号をよもやごこです。

(4) 学生や生徒の行列などで歩道を歩けば他の通行の妨けとなるときは、車道の右はしを通行することになります。

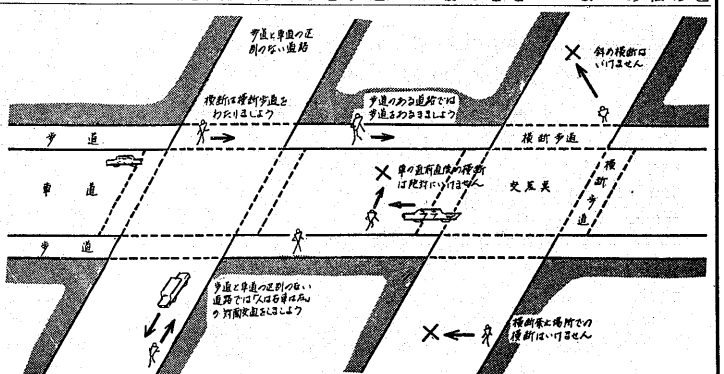
⑤正しい横断

道路を横断するときは、必ず一度止つて、左右をみて安全なときから歩いてわたる工夫です。

- (1)横断歩道のある附近は必ず横断歩道でわたることです。
- (2)横断禁止場所での横断はいけません。
- (3)横断は直角に、斜め横断をしないでください。
- (4)車の直前直後の横断は一番危険ですから、絶対にやらないこととします。

④道路上で絶対にしてはならないこと

⑤(道路)と遊ぶこと。



(8) 道路に物を設置すること。
 (9) 石や土をふるい、金粉をよそ投
 げにすること。
 (10) 酒や油をこぼすこと。
 (11) 立話すること。
 このようなことは交角の妨げとな
 るので、絶対にやめなさい。
 行けるはこのように保護さ
 れています。
 歩行者は交通の妨げになるので、

護しなければなりません。
 (1) 横断歩道を止って通行の安全を
 保護……歩行者は横断歩道を
 横切っているとき、自動車は
 なるの転落は、時停止の行人を
 通行して、横断して行人を
 通過させなければなりません。
 (2) 泥は自転車の防止……自動車
 運転者は、ぬかるみまたは泥
 の道路を走るときは、泥
 が踏まぬように、急な急な

養育、立地であるので、道交法
 違反は時、場合によっています
 正しく歩けばいい。あま
 でも人の命、身もとい、精神
 病、これが道交交通の最大の
 要因、これが最大の
 (1)幼児、学童への道の保護！
 通学、通園のこと、か歩いて
 その道を安全にしなければなら
 りません。また、自動車での
 運転は幼児、学童、目が見
 ない、なだる、不注意など
 が歩いてるときは、一時停止し
 ます。

どうし他人に迷惑を及ぼさない
 ことには行わなければなりません
 (2)電車、バス、自動車の保護
 ・安全帯のない、電車の停車
 で電車に乗つて自動車を止
 めるのを、止めるべき、
 人のため、止めるべき、
 車の後ろで停車して乗客を
 押しこめなければなりません。
 歩行者は、この道に保護を
 受ける。同時に、今まではお前
 たちは何年生活のものですか
 歩行者自身もまた、正しく歩
 くべきを守り、注意にしま

